

規制シート(様式)

160196601320001

平成28年12月14日

規制の名称	募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	雇用対策法(昭和41年法律第132号)第10条、 雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)第1条の3	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	職業安定局 雇用政策課長 蒔苗 浩司
規制目的	原則として労働者の募集及び採用に係る年齢制限の禁止を行うことにより、年齢にかかわらず均等な機会の確保を促進し、労働者がその有する能力を有効に発揮できるようにすること。		
規制内容の概要	事業主は、労働者の募集及び採用について、雇用対策法施行規則第1条の3で定める場合を除いて、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	-	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	少子高齢化が進展するなかで、若者や高齢者など一人ひとりの就業の促進が重要な課題となる。そのため、引き続き労働者の募集及び採用に係る年齢制限の禁止を行うことにより、年齢にかかわらず均等な機会の確保を促進し、労働者がその有する能力を有効に発揮できるようにする必要がある。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		